平成２４年（フ）第４９４号
北九州市八幡西区上上津役４丁目23番53号103号、旧住所北九州市八幡西区町上津役東１丁目17番６号
債務者　森　マサ子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４０号
北九州市小倉北区大田町14番２―501号
債務者　峰山春美こと　鄭　春美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６７０号
北九州市小倉南区長尾４丁目17番15号
債務者　森　秀彦
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７１号
盛岡市湯沢東３丁目７番14号
債務者　多田　秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２７５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢222番地623、住民票上の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字柳沢1848番地２
債務者　桑原奈津子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６７６号
神戸市中央区熊内町７丁目３番３号　朝日ハイツ301
債務者　プールムッシュこと　吉田　理恵
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７１号
神戸市灘区大石東町１丁目４番12号、従前の住所神戸市北区西大池２丁目12番１―701号
債務者　寿し甑こと　川村　悟
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７２号
神戸市灘区大石東町１丁目４番12号、従前の住所神戸市北区西大池２丁目12番１―701号
債務者　川村シオリ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５２号
兵庫県尼崎市小中島２丁目10番１号西森マンション３階
債務者　荒木　綾
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県篠山市乾新町146番地１　アミティハイツ105号
債務者　南野　敏一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
大分市大字津守823番地の１　サンコーポＢ306
債務者　小野真由美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４１８号
大分県由布市挾間町下市424番地２
債務者　三浦眞由美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地126
債務者　三浦　妙子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１７８６号
名古屋市西区上名古屋１丁目９番28号　内江コーポ205号
債務者　中村　國雄
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７３号
岡山市北区御津金川276番地２、申立時の住所松江市八束町馬渡365番地３
債務者　清水　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０６号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目２番７―404号
債務者　田中　義子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７８号
青森県西津軽郡深浦町大字関字豊田171番地
債務者　工藤加奈子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係